

大阪府立大学学術情報リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 公立大学法人大阪府立大学（以下「本法人」という。）は、本法人の教育研究活動において生み出された成果を恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステムとして、大阪府立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を構築し、本法人の学術研究の発展に資するとともに、学術研究の成果を還元することによって社会に貢献する。

(登録の権利と収集への協力)

第2条 本法人に所属する教職員及び大学院生は、自らの著作物である教育研究成果をリポジトリに登録する権利を有する（登録する者を以下「登録者」という。）とともに、本法人による教育研究成果のリポジトリへの収集に協力するものとする。

2 前項の登録者については、過去に本法人に所属していた者を含むものとする。

(収集対象物)

第3条 本法人がリポジトリに収集する教育研究成果は、別表1に掲げる種類のものとする。

2 教育研究成果の収集は、総合企画課学術情報室（以下「学術情報室」という。）が法人内の関係部局等と協力して行う。

(登録対象物)

第4条 登録者がリポジトリに登録できる教育研究成果は、別表2に掲げる種類のものとする。

2 登録者は所定の手続きをもって、その登録作業を学術情報室に依頼することができる。

(著作権の帰属)

第5条 登録者がリポジトリに教育研究成果を登録すること、あるいは本法人による教育研究成果の収集に応じることは、著作権者である登録者が本法人に対して著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）の複製権と公衆送信権の行使に許諾を与えるものであり、著作権は著作権者の元に留保される。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本法人に帰属する。

(著作権に係わる利用許諾等)

第6条 本法人に所属する者以外が共著者となっている教育研究成果を登録する場合には、登録者が適切な方法によりその共著者の利用許諾を得るものとする。

2 出版社等の他者がその著作権を有する教育研究成果等を登録する場合には、著作者である登録者がその利用許諾を得る必要があるが、学術情報室にその作業を依頼することができる。

3 登録者と学術情報室は、協力して著作権上の問題が生じないように努力するものとする。

(登録された教育研究成果の削除)

第7条 リポジトリに登録された教育研究成果は、以下の各号に該当する場合に大阪府立大学学術情報センター図書館委員会（以下、「図書館委員会」という。）の協議を経て削除する。

(1) 登録者が、削除の申請を行った場合

(2) その内容が社会通念上の問題を生じることが明らかとなった場合

(事務)

第8条 リポジトリの運用に関する事務は、学術情報室が行う。

(委任)

第9条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は別に定める。

附則

本運用指針は、平成21年4月1日から施行する。

附則

本運用指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

(別表1) リポジトリ収集対象コンテンツ

	種別	対象コンテンツ	収集協力課等
1	学位論文	本法人に提出された博士論文等	教育推進課
2	紀要論文	本法人の紀要類に掲載された論文	各紀要編集長
3	研究報告書	科研費等の研究助成金による研究成果の報告書等	地域連携研究推進課
4	学内刊行物	学報、広報誌（OPU、アウリオン等）、自己点検評価報告書、各部局パンフレット、教務関連資料、同窓会誌等	学内各部局等
5	その他	上記以外で図書館委員会が認めたもの	

(別表2) リポジトリ登録対象コンテンツ

	種別	対象コンテンツ
1	図書	図書全体、図書に掲載された論文、図書の一部（章等）
2	学術雑誌論文	各種学術団体等が発行する学術雑誌、研究会誌等に掲載された論文
3	学術雑誌記事	各種学術団体等が発行する学術雑誌等に掲載されたテクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等の記事
4	学会発表資料	各種学会の会議録や予稿集等に掲載された論文、及びプレゼンテーション資料、ポスター等
5	一般雑誌記事	一般読者向け雑誌、新聞等に掲載された学術的あるいは社会啓蒙的な記事
6	講義資料	授業、講習会等で用いるプレゼンテーション資料、配布資料類（講義ビデオや遠隔教育用の動画を含む）
7	その他	上記以外で図書館委員会が認めたもの

(上表において、出版社等の他者が著作権を持つものについては利用許諾が得られたもの)